

令和4年度第5回理事会／次第
令和5年2月28日

令和4年度 第5回理事会

日時 令和5年2月28日（火）14時00分～
場所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

公益財団法人 全日本弓道連盟

令和4年度
第5回理事会 次第

I. 日 時 令和5年2月28日(火) 14:00~15:30

II. 場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

III. 議 事

1. 開会通告 定足数の確認

2. 開会の挨拶 会長挨拶

3. 議案

第1号 表彰に係る諸規程の改定について

第2号 称号・段位審議会規程の改定について

4. 報告事項

(1) スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査結果について

(2) 令和4年度第3四半期事業・財務報告について

(3) その他

5. 閉会

<配布資料>

資料No.1 表彰に係る諸規程(改定案)

資料No.2 称号・段位審議会規程(改定案)

資料No.3 スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査結果

資料No.4 令和4年度第3四半期事業・財務報告

以上

表彰規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本弓道連盟(以下「連盟」という。)が行う、功労のある個人、団体及びその他の表彰に関し、必要な事項を定めるものである。

- 2 この規程において、連盟の加盟団体を「地連」、地連の構成員を「会員」と称する。
- 3 個人の表彰については、原則として現存者を対象とする。
- 4 表彰は原則として年度ごとに行うが、表彰の時期は内規に定める。

(被推薦候補者選考の手続き)

第2条 被表彰者は、地連又は連盟会長(以下「会長」という。)が推薦する候補者について執行役員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。

- 2 推薦基準、その他手続上の留意事項、様式等は内規に定める。

第2章 個人の表彰

(地連による推薦)

第3条 地連は、下記の各号に相当と認める被表彰候補者を推薦することができる。

- (1) 勇退した地連会長。
- (2) 長年にわたり地連及びその所属団体における弓道及び弓道競技の普及・振興に貢献した会員

(会長による推薦)

第4条 会長は、下記の各号に相当と認める被表彰候補者を推薦することができる。

- (1) 主任中央講師、中央講師、中央審査委員、中央審判委員等を通算10年以上務めた会員。
- (2) 連盟が主催する競技会において、同競技会で通算3回優勝した者、及び採点制競技において通算3回最高得点賞を受賞した者。

(表彰の方法)

第5条 表彰は表彰状、感謝状又は賀詞並びに記念品を贈って行う。

第3章 団体の表彰

(対象)

第6条 連盟は次の各号に掲げる団体を表彰する。

- (1) 連盟主催大会における年間成績に基づく優秀地連。
- (2) 国民体育大会を開催した地連。
- (3) 連盟が主催する競技会において3年連続優勝の団体(地連、学校・大学、職域チーム等)

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状又は感謝状及び記念品を授与して行なう。

第4章 その他の表彰(会員以外の表彰)

(その他の表彰)

第8条 連盟は、会員以外の功労者又は団体を地連又は会長の推薦に基づいて選考の上表彰することができる。

(地連による推薦)

第 9 条 地連は、地連及びその所属団体における弓道の発展・充実に篤志、功労のある者又は団体を被表彰候補者として推薦することができる。

(会長による推薦)

第 10 条 会長は、下記の各号に相当と認める被表彰者を推薦することができる。

- (1) 連盟の事業遂行に特別の協賛、協力のあった者又は団体
- (2) 流派の宗家等で、弓道文化の継承発展に功労あり、連盟の活動に貢献大なる者
- (3) 全日本弓道具協会員で、日本弓道の伝統を重んじ、発展に資する弓具の開発、製作、提供等に功労あり、連盟の活動に貢献大なる者

(表彰の方法)

第 11 条 表彰は、感謝状及び記念品を贈って行う。

第 5 章 他の団体による被表彰候補者の推薦

(他団体への推薦手順)

第 12 条 連盟以外の団体による表彰の被表彰候補者の推薦については、当該団体の推薦要領によるほか、会長が原案を示し、執行役員会で審議し、理事会が承認した個人及び団体とする。

- 2 各表彰の選考基準、手続き等については、内規に定める。

附則 1. 昭和 55 年 10 月 30 日 制定

2. 昭和 57 年 5 月 4 日 改訂

3. 昭和 62 年 4 月 1 日 改訂

4. 平成 3 年 5 月 3 日 改訂

5. (施行期日) この規程は、平成 3 年 5 月 3 日から施行する。

6. (経過措置) 表彰規程の一部改定に伴い、名誉会員について次の通り定める。

1 改訂前の終身名誉会員は、この改定と同時に新規程による名誉会員となる。

2 改訂前の名誉会員は、会費納入累積額が新規程に定める額に達したとき新規程の名誉会員となる。但し、その納入期限は平成 5 年度末(平成 6 年 3 月 31 日)迄とし、それ以降旧規程による呼称は消滅する。

7. 本規程は、平成 23 年 11 月 1 日改訂(団体会員名称および法人会費の変更)

8. 本規程は、平成 25 年 4 月 4 日改訂(名誉会員名称および法人会費の変更)

9. 表彰規程の一部改訂に伴い、改訂前の名誉会員は、この改定と同時に新規程による特別賛助会員となる。

10. 平成 29 年 4 月 1 日改定(個人、団体、加盟団体会員以外の各功労者に区分し、これに関連する諸項目を新設、改定。更に他団体表彰への推薦手順を新設。特別賛助会員については、本規程から分離し、別途規程を制定した。

11. 令和 5 年 4 月 1 日施行

表彰規程内規

(目的)

第 1 条 公益財団法人全日本弓道連盟「表彰規程」の円滑な運用を図るため、必要な内部規定を定める。

(推薦数の制限)

第 2 条 規程第 3 条(2)号について地連が毎年推薦しうる数は合わせて 3 名以内とする。

(個人の表彰の時期)

第 3 条 規程第 3 条並びに第 4 条に定める被表彰者の表彰の時期については以下のとおりとする。

- (1) 規程第 3 条(1)～(2)号及び第 4 条(1)号については、毎年 5 月京都で開催する全日本弓道大会開会式。
- (2) 規程第 4 条(2)号については当該記録が達成された翌年の同大会開会式。

(優秀地連の選考)

第 4 条 規程第 6 条(1)号の優秀地連の選考は以下のとおりとする。

- 1 次に掲げる大会における種別競技の順位 5 位までを表彰に関する得点とする。
但し、(5)及び(7)に関しては 8 位までの表彰の得点とする。
 - (1) 全日本弓道大会(有段者の部・錬士の部・教士の部の各種別ごと)
 - (2) 全日本男子弓道選手権大会
 - (3) 全日本女子弓道選手権大会
 - (4) 全日本弓道遠的選手権大会(男子・女子種別ごと)
 - (5) 国民体育大会弓道競技(成年男子・女子、少年男子・女子の各種別ごと)
 - (6) 全日本勤労者弓道選手権大会
 - (7) 全国高等学校弓道大会(高校総体)(男子・女子種別ごと)
 - (8) 全国高等学校弓道選抜大会(男子・女子種別ごと)
 - (9) 全国中学生弓道大会(男子・女子種別ごと)
 - (10) 都道府県対抗弓道大会
- 2 順位に関する得点は、国民体育大会天皇杯授与規程に準じ、次のとおりとする。
1 位 24 点、 2 位 21 点、 3 位 18 点、 4 位 15 点、
5 位 12 点、 6 位 9 点、 7 位 6 点、 8 位 3 点
- 3 (1) 優秀地連は 3 位までを表彰する。同点の場合は同位とし、次位は欠位とする。
(2) 1 位は最優秀地連として持ち回りの「打根」を授与する。

(団体表彰の時期)

第 5 条 規程第 6 条(1)号については毎年 5 月京都で開催する全日本弓道大会開会式。

規程第 6 条(2)号については、当該国民体育大会閉会式。

規程第 6 条(3)号については、当該記録が達成された翌年の同大会開会式。

(その他の表彰)

第 6 条 規程第 9 条の被表彰候補者は、多額資金提供者、弓具等寄贈者、道場建設協力者等を含む。

第 7 条 規程第 10 条の被表彰候補者は、明治神宮、伊勢神宮、妙法院、住吉大社、皇宮警察等を含む。

(その他の表彰の時期)

第 8 条 規程第 8、9、10 条に定める表彰の時期は、理事会で定める。

(他団体への推薦基準)

第 9 条 規程第 12 条に規定する団体及び推薦基準は下記のとおりとする。

(1) 日本スポーツ賞 (読売新聞社)

全日本男子弓道選手権大会、全日本女子弓道選手権大会、全日本弓道遠的選手権大会 (男子の部、女子の部) もしくは世界弓道大会に優勝した者、または、全国大会において優勝した者等で、特に優秀で実績のある選手を会長が推薦する。

(2) 少年武道優良団体表彰 (日本武道協議会)

小学校・中学校・高等学校のジュニア層 (少年) の武道団体 (学校部活動を含む) で全国規模の大会等において優秀な成績を上げ、全国の少年の模範となる 1 団体を推薦する。地連に情報提供 (推薦) を依頼し、選考の上推薦する。

(3) 武道優良団体表彰 (日本武道協議会)

全国の私的なクラブ活動団体、市町村単位での組織団体で、30 年以上の歴史があり、30 名以上の会員を有し、優秀な指導者及び選手の育成を図り、全国的もしくは国際的な活動を実施している全国の団体の規範となる 1 団体を推薦する。地連に情報提供 (推薦) を依頼し、選考の上推薦する。

(4) 武道功労者表彰 (日本武道協議会)

連盟の役員及び委員を 6 年以上就任し、全国的な弓道の普及と、指導者育成に絶大な尽力があり、武道の発展に貢献した者 1 名を会長が推薦する。

(5) その他理事会が承認したもの

上記の他、新たな推薦依頼があった時は、理事会において推薦の適否を判断し、対応を決定する。

(推薦様式)

第 10 条 推薦に係る書類の様式は以下のとおりとする。

推薦様式 1 (退任地連会長) 規程第 3 条 (1) 号

推薦様式 2 (会員功労者) 規程第 3 条 (2) 号

推薦様式 3 (会員以外功労者) 規程第 9 条

(附則) この内規は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

称号・段位審議会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下「全弓連」という）定款第43条に定める加盟団体（以下「地連」という）の会員（以下「会員」という）に対する称号の授与及び段位の認許に係る審議会に関し必要な事項を定める。

(審議会の設置)

第2条 称号・段位の選考に関する公正な審議を行うために、称号・段位審議会（以下「審議会」という）を置く。

- 2 審議会は、会長の諮問により審議を行い、会長に答申する。会長はこれを遵守しなければならない。
- 3 審議会は、次の事項を審議する。
 - (1) 範士及び九段以上の段位の選考に関すること
 - (2) 一般及び特別推薦の選考に関すること
 - (3) 追授の選考に関すること
 - (4) 中央審査会における審査結果に対する異議申し立ての対応に関すること

(審議会の構成)

第3条 審議会は、弓道専門家及び学識経験者による5名以上7名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

(審議会の会議)

第4条 審議会は会長が招集し、会議の議長は、委員の互選により決定する。

2 会議は、委員の過半数の出席を必要とし、その議事は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第3項1号～3号に定める事項については、出席者の投票により決するものとし、次の得票を必要とする

範士	10割
教士	8割以上
錬士	7割以上
十、九段	10割
八、七段	8割以上
六、五段	7割以上
四段以下	5割以上
- (2) 第2条第3項4号に定める事項については、出席者の過半数をもって決する
- (3) 審議対象者に日常的に指導を行う対象者（所謂師弟関係者）又は3親等以内の親族がいる

場合、委員は当該者の審議に加わることはできない。

3 会議は、毎年5月に開くこととする。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

4 第2項第1号の規定に係わらず、追授等急を要するものについては、会長専決とし事後審議会に報告することができることとする。

(諮問委員会)

第5条 会長は、審議会の審議に付する事項について必要があると認める場合は、諮問委員を委嘱して委員会を開きその意見を求めることができる。

2 諮問委員は、原則として10名以内とし、当該諮問事項の終了と同時に解嘱されたものとする。

3 会長は、予め事情が明らかである場合は審議対象者を日常的に指導している者及び同対象者と3親等以内の者を諮問委員として委嘱できない。

(補 則)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、会長が理事会に諮り定める。

附則

1 この規程は平成27年4月1日より試行する

2 この規程は平成28年4月1日よりさらに1年間試行する

3 この規程は平成29年4月1日より施行する

4 この規程は令和5年4月1日より施行する

I 事業について

1. 弓道事業は事業計画に従い、全ての事業を実施した。
2. 審査会事業に関し、【学生】特別臨時中央審査は、初段・二段はビデオ審査で、参段～五段は参集形式で実施した。
その他の審査会はいずれも参集形式で実施した。
3. 競技会事業に関し、全日本弓道選手権大会は昨年度の男女各20名から49名に、
全日本遠的選手権大会はコロナ以前の規模の参加者（各地連男女各2名）で実施した。
4. 競技会事業に関し、明治神宮奉納全国弓道大会は参加数の制限をなくし、コロナ以前の規模で実施した。

II 財務について

1. 第3四半期実績分析（令和4年4月から令和4年12月）

概要

①第3四半期累計の実績

審査事業で111百万円、出版事業で20百万円の利益となりましたが、競技事業、助成事業等のその他の事業で107百万円の損失となった結果、公益目的事業合計としては24百万円の利益となっています。また、法人会計においても27百万円の利益となっています。公益目的事業会計、法人会計を合わせた法人全体の損益は52百万円の利益となっています。

②第3四半期累計の予算対比

第3四半期累計予算は9百万円の利益に対して、実績は52百万円の利益となり、42百万円の利益増加となっていますその主な要因は、審査事業が中央審査収益増などにより15百万円利益増、出版事業が指導教本収益増などにより8百万円利益増、法人会計が人件費減などによる8百万円の利益増となっています。

(単位：千円)

		予算	実績	実績-予算
1. 審査	収益	333,693	344,434	10,742 *1
	費用	238,108	233,000	-5,108 *2
	当期経常増減	95,585	111,434	15,849
2. 競技	収益	22,030	17,912	-4,119 *3
	費用	57,924	49,179	-8,745 *4
	当期経常増減	-35,894	-31,267	4,627
3. 講習	収益	152	447	295
	費用	2,398	917	-1,480
	当期経常増減	-2,246	-470	1,775
4. 助成	収益	0	5	5
	費用	15,895	16,265	370
	当期経常増減	-15,895	-16,260	-366
5. 出版	収益	77,162	81,880	4,718 *5
	費用	64,396	61,050	-3,346 *6
	当期経常増減	12,766	20,830	8,064
6. 公益目的事業共通	収益	43,397	44,850	1,453
	費用	107,082	104,261	-2,821 *7
	当期経常増減	-63,685	-59,411	4,274
公益目的事業合計 (A)	収益	476,433	489,527	13,094
	費用	485,802	464,672	-21,130
	当期経常増減	-9,368	24,855	34,224
法人会計 (B)	収益	43,390	44,845	1,455
	費用	24,151	16,881	-7,270 *8
	当期経常増減	19,239	27,964	8,725
合計 (A) + (B)	収益	519,823	534,372	14,549
	費用	509,953	481,552	-28,400
	当期経常増減	9,871	52,820	42,949

*1：中央審査の審査収益増（11百万円）

*2：審査委員の旅費交通費減少等（△3百万円）

*3：全日本弓道大会の参加者減（△3百万円）

*4：全日本弓道大会の賃借料（レンタル等）減（△2百万円）、費用節減のため会議費減（△2百万円）、旅費交通費減（△1百万円）

*5：指導書発行収益増（5百万円）

*6：月刊弓道関連の印刷製本費減少など（△2百万円）

*7：1名増員予定だったが、増員されず給与手当減少（△5百万円）。部会等の会議費が増加（3百万円）

*8：1名増員予定だったが、増員されず給与手当減少（△2百万円）。リモート会議による旅費交通費減少（△3百万円）

2. 資産の取得、資金の積立・取崩に関する予算実績分析

	予算	実績	予算未執行残
中央道場特定費用準備資金取崩		0	0
世界大会特定費用準備資金取崩	10,000	0	10,000 *10
中央道場特定費用準備資金積立	-10,000	0	-10,000 *11
世界大会特定費用準備資金積立	0	0	0
固定資産取得	0	0	0

*10：8月に全国中学生弓道大会をブレ大会として実施しており、期末に取崩予定

*11：期末にて積立予定

Ⅲ 年間見込みについて

1. 年間見込（令和4年4月から令和5年3月）

概要

第3四半期累計において審査事業の利益増加、法人会計の費用が少なかった。そのため、公益目的事業、法人会計のいずれにおいても利益が増加する見込みである。

（単位：千円）

		年間予算	年間見込	見込-予算
1. 審査	収益	404,976	415,712	10,736
	費用	273,984	268,876	-5,108
	当期経常増減	130,992	146,836	15,844
2. 競技	収益	27,030	22,912	-4,119
	費用	57,926	49,181	-8,745
	当期経常増減	-30,896	-26,269	4,627
3. 講習	収益	13,911	9,947	-3,964
	費用	10,617	8,336	-2,281
	当期経常増減	3,294	1,611	-1,683
4. 助成	収益	0	5	5
	費用	20,083	20,453	370
	当期経常増減	-20,083	-20,449	-366
5. 出版	収益	90,001	94,719	4,718
	費用	86,138	82,792	-3,346
	当期経常増減	3,863	11,927	8,064
6. 公益目的事業共通	収益	45,513	46,966	1,453
	費用	147,027	145,470	-1,557
	当期経常増減	-101,514	-98,504	3,010
公益目的事業合計 (A)	収益	581,431	590,261	8,830
	費用	595,775	575,108	-20,667
	当期経常増減	-14,344	15,152	29,496
法人会計 (B)	収益	44,500	45,955	1,455
	費用	31,313	23,458	-7,855
	当期経常増減	13,187	22,497	9,310
合計 (A) + (B)	収益	625,931	636,216	10,285
	費用	627,088	598,566	-28,522
	当期経常増減	-1,157	37,650	38,807

【年間見込額算定上の主な前提】

年間見込みは当第3四半期実績と第4四半期以降の予算の合計として算定している。

2. 資産の取得、資金の積立・取崩に関する予算実績分析【投資活動】

	予算	実績	差異	備考
世界大会特定費用準備資金取崩	-10,000	0	-10,000	8月実施。期末処理予定
中央道場特定費用準備資金積立	10,000	0	10,000	期末にて積立予定

2. 公益財務計算

①収支相償

A.公益目的事業収益	590,261	令和4年度実績見込み
B.公益目的事業費	575,108	
差引(A-B)	15,152	…公益目的事業の経常費用<経常収益であり要件充足せず ⇒この場合は特定費用準備資金（中央道場改修特定費用準備資金） の積立などにより対応することが必要です。

公益目的事業費の調整

公益目的事業費（当期見込）	575,108	
特定費用準備資金取崩額		
中央道場改修特定費用準備資金	0	
世界弓道大会特定費用準備資金	-10,000	全国中学生弓道大会をプレ大会として実施
特定費用準備資金積立額		
中央道場改修特定費用準備資金	10,000	令和4年度新規積立分
世界弓道大会特定費用準備資金	0	
公益目的事業費（調整後）	575,108	

②公益目的事業比率

B.公益目的事業費（調整後）	575,108
C.管理費	23,458
公益目的事業比率(B ÷ (B+C))	96% …50%以上であり、要件充足

③遊休財産保有制限

遊休財産額（D-E）	265,789	
D.正味財産期末残高	421,823	期首一般正味財産+当期損益見込
E.控除対象財産		
公益目的保有財産	42,649	
資産取得資金	0	
特定費用準備資金		
中央道場改修特定費用準備資金	51,000	令和4年度に10百万円の新規積立
周年記念事業特定費用準備資金	30,060	令和3年末残高から変動なし
世界弓道大会特定費用準備資金	32,325	令和4年度にプレ大会10百万円を取崩
控除対象財産計	156,034	

遊休財産保有上限額

B.公益目的事業費調整後	575,108	
遊休財産保有上限額 - 遊休財産額	309,319	…保有上限額 > 遊休財産額であり要件充足